

第 1 回

ホームレスの自立支援等に関する 推進計画策定委員会

平成 2 1 年 5 月 1 9 日

午後 2時00分開会

生活福祉課長 それでは、定刻になりましたので、第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、今回の策定委員会の事務局を務めさせていただきます生活福祉課長の井下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

第 1 回目でございますので、早速でございますけれども、中山弘子区長より皆様に委嘱状をお渡しさせていただきます。

(委嘱状の交付)

新宿区長 委嘱状 稲葉剛様。

第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会委員に委嘱します。

委嘱期間 平成21年 5 月19日から平成22年 3 月31日まで

平成21年 5 月19日

新宿区長 中山弘子

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 今井輝人様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 岩田正美様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 岡部卓様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 奥貫妃文様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 笠井和明様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

委嘱状 釜田和幸様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状 後藤浩二様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状 戸田由美子様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委嘱状 矢崎武春様。

以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

生活福祉課長 委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、第1回目の会議でございます。中山弘子新宿区長よりごあいさつを申し上げます。

新宿区長 皆さん、こんにちは。区長の中山弘子でございます。

皆様には、第1期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。大変お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会は、本日の第1回会議を含め、5回程度の委員会を開催して、平成18年2月に策定をしましたホームレスの自立支援等に関する推進計画の改定にご尽力をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

第1期のホームレスの自立支援等に関する推進計画でございますけれども、私は区長に就任してちょうど7年目になるんですが、新宿区というのは、新宿区が抱える課題として、ホームレス対策に積極的に取り組んできたと思います。しかしながら、やはりこのホームレス対策というのを多くの皆さんにご理解をいただきながら、かつ、本当に効果的な、新宿が持つ地域の課題として皆さんに受けとめていただけるようなものとしていきたいというような思いがありまして、平成16年の半ばから計画の検討を始めまして、それで、16年の末だったと思うんですけれども、ここに、岩田先生を初め、前回の推進計画の策定にも大変ご尽力をいただいた委員の方々がいらっしゃいますが、お力をいただきまして、それで平成18年2月

に第 期の推進計画を策定して、5年間の計画ということで進めてまいりました。

そのときのホームレス対策に対する基本的な私たちのホームレス問題解決に向けた考え方として、ホームレス問題を解決することが、ホームレス自身にとっても、また、地域社会全体にとっても望ましいという共通の視点に立って解決策を考えていくことが、まず基本的に重要であるというような視点に立って、ホームレスの人たちのニーズに沿った現実的な対応策を用意し、そして、NPOや住民の団体の方々の協力をいただいて解決を図っていこうというようなことで取り組みを進めてきました。

この問題の根底にありますのは、私が地域に出ていっても、例えば公園でありますとか道路でありますとか、そういったところのホームレスの問題を、ホームレスの人権の尊重というようなことや、それから、公共施設の利用の問題、それから、地域住民の不安の解消といったような問題、そういった観点を本当に区民の方々を含めてこうした問題を解決していくことが、地域社会にとって、ホームレスの方々はもちろんなんですけれども、とても大切なことであるという、そういった理解を得ながらこの問題を推進していきたい、そんな思いで前回の推進計画を策定したところです。

そして、この間、東京都の自立支援システムなど、東京都とそれから23区、特別区との共同事業を初めとしまして、新宿区の独自事業としても、拠点相談事業や、それから自立支援ホームなどの新たな施策の展開も行ってきました。また、他区に先駆けて、巡回相談や宿泊所等入所者相談援助事業の実施でありますとか、ハローワークや支援団体の方々との連携を深めながら、ホームレスの自立支援に対し早期の対応を図ってきたところです。

そうした中で、これまでの取り組みの成果によって、東京都の概数調査では、新宿区のホームレス数は、平成11年8月の1,102人をピークに、ことし1月の調査では299人と大幅に減少しました。これは、東京都と一体となってかなりきめ細かに取り組んだ地域生活移行支援事業等によるところが多いかと思えます。

しかしながら、今日の経済雇用情勢の急速な悪化は、これまでのホームレス対策に加えて、今後の施策のあり方に大きな一石を投じていると思えます。これまでのホームレスに対する早期の対応や長期高齢化したホームレスに対する支援のあり方に加えて、路上生活には至っていないまでも、仕事や住まいを失い路上生活を余儀なくされるおそれのある人たちへの対応など、それぞれの実情に応じたきめ細かな施策の展開がこれまで以上に求められているものと考えています。

もとより、このホームレス対策の大きな背景としての貧困でありますとか雇用の問題であ

りますとか、多くの社会的な課題があることはもちろんです。しかしながら、私は、基礎的な自治体、新宿区という多くの人々が集まり、そして都市活動も活発なところで出てきているホームレス対策に的確に取り組んでいくことで、そういった問題への十分な視線も持っていくことが重要ではないかと思っています。

もとより、ホームレス対策は広域的な対応が基本であり、国や東京都の役割を明確にすること、また、東京23区を初めとする他の自治体、また、就労や住まいといった施策と総合化をして、また、支援団体の皆様との連携強化、それから、区民の方々にこの問題に十分な理解と関心を持っていただくということが不可欠であると考えています。そうした中で、新宿区としての今後のホームレスの自立支援等に関する推進計画をここでもう一度見直して定めるためのご意見をいただきたいと思っています。

大変スケジュールはハードでありますので、タイトな中でハードなスケジュールになるかと思いますが、ぜひ委員の皆様方にご尽力をお願いいたします。私は、やはりこういったことに多くの皆さんに理解をしていただける、そうした日常的な取り組みを基礎自治体として的確に行っていくための推進計画になることを心から願っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

生活福祉課長 ありがとうございます。

これから議事に入っていきわけでございますけれども、きょうの委員の出欠状況についてご報告だけをさせていただきます。本日、10名の委員の方、皆様ご出席をいただいております。どうもありがとうございます。要綱6条2項に基づいて、定数を満たしているということをご報告させていただきます。

それでは、ここで、委員の皆様から、自己紹介も兼ねて一言ずつごあいさつをいただければというふうに思っております。先ほど委嘱状をお渡しさせていただきましたけれども、あるいはお順になっておりますので、大変恐縮ではございますが、稲葉委員のほうから、順次あいうえお順で、ごあいさつ、自己紹介をお願いできればというふうに思っております。

なお、マイクを使う際には、真ん中のポッチを押していただき、終わりましたらもう一度押していただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

稲葉委員 NPO法人自立生活サポートセンターもやいの稲葉と申します。前回に引き続き、今回もよろしくお願いいたします。

ちょっとこの場をおかりして、区長にぜひ、直訴ではないんですが、お願いしたいことがあります。

新宿区長 どうぞ座ってお話してください。

稲葉委員 はい。

現在の状況ですが、東京都の調査では299人という数が出ているんですが、支援団体で調べた結果、実際600人近くの方がいらっしやると。それも、ことしに入って非常にふえ続けてきていて、特にゴールデンウィーク明けですね、この間、炊き出しに集まる人の数も非常に増加しているという状況があります。

私たちの団体は飯田橋にありまして、そこにも、きょうも非常にたくさんの方が来られるというような状況になっていまして、年齢的にも、ご高齢の方から若年層まで、どんどん生活に困って仕事と住まいが新たになくなるという方がふえ続けているという状況があります。

そうした中で、実は、私、今回この時期にこの委員会をやるのはどうかなというのが正直ありまして、きょうも生活福祉課の職員の方向何人が来られていますけれども、私も日々顔を合わせているんですが、非常に大変な状況なんですね。福祉の窓口も、非常に皆さん頑張っているんですが、大変な状況ということで、この委員会に関するお仕事がふえるだけでも負担になるんじゃないかと、正直、心が痛んでおります。ですから、すぐには難しいかもしれませんが、生活福祉課の職員の方をぜひふやしてほしい、ケースワーカーをぜひ増員してほしいということをお願いしたいと思います。

実は、区でできることは余りないのではないかというふうに私は思っています、むしろ東京都が積極的に動いてほしいというふうに思っているんですね。都内5カ所に緊急一時保護センターというシェルターがあるんですが、どこも満杯で、新宿区のほうもなかなか来た人が入れないという状況になっています。路上で何日も待たなくちゃいけないというような状況があって、きょうここで会議するよりは、これからみんなで都庁に行ってシェルターを増設してほしいという陳情をみんなでしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思うぐらいの状況になっております。

ぜひその点も、厚生労働省のほうでは、シェルターを増設するという点に関しては予算を出すということで公表されていますので、東京都に対して、ぜひ緊急のシェルターを増設してほしいということを区長みずからぜひ訴えていただければというふうに思っております。

それぐらい今の状況というのはかなり緊迫した状況になっていて、こうした路上に人があふれているような状況で、万が一、新型インフルエンザが蔓延したらどうなってしまうのかということを含めて、危機管理という観点からも、やはり緊急に、まずは国そして都が対策をすべき時期だろうというふうに思っております。

すみません。ちょっと異例ですが、以上で。

生活福祉課長 では、今井委員。

今井委員 今井でございます。

新宿区長 どうぞ、座って。

今井委員 そうですか。

今、お話ございましたように、私は、この問題についてはそんなに詳しい者ではございませんが、ただ、日常、新宿区に住んでおる関係で、公園それから道路等で、日常ホームレスの方々を見ているという実情がございまして、これはやはり他人事でもありませんし、新宿区の場所柄、非常にそういう方々が多いということは日常感じております。

そういうことで、私が少しでもお役に立てればというふうに思いまして参加をさせていただくことにいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

生活福祉課長 岩田委員、お願いします。

岩田委員 座ったままで失礼します。

日本女子大学の岩田と申します。私の大学に社会福祉学科というのがございまして、そこで教えている者です。主に貧困問題と社会福祉の政策ということをやっております。

ホームレス問題、とりわけ新宿のホームレス問題というのは、私自身がこの問題に取り組む一番原点みたいなところなものですから、いろいろなことが気になったまいますけれども、稲葉さんがおっしゃったように、大変、今、政策的にもちょっと難しい時期といえますが、いろいろなものがわっと出てきて少しわけがわからなくなっているような時期ですので、少し進め方も難しいかなと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

生活福祉課長 岡部委員、お願いします。

岡部委員 首都大学東京の岡部です。前回に引き続きまして、またこの委員会に参加をさせていただくということを非常に光栄に思っております。

私、2つお話ししたいと思うんですけれども、1つは、前回に比べて経済雇用環境が大幅に変わっているということがあります。そのことについてどう考えるかということは、やはりこの推進計画にどうしても反映されるだろうということが1点目です。

2つ目は、区長がちょっとおっしゃいましたように、国と都、区の関係ですね。そういうことを抜きにしては考えられないこのホームレスの問題ではないかと思えます。ですので、国レベルあるいは広域行政で考えることと区で考えること、連携・共同してやれる部分と固有の部分というのをどう考えて切り分けていくのかということが、この推進計画の中で、よ

り詰めていかなければならないのではないかなというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

生活福祉課長 奥貫委員。

奥貫委員 奥貫と申します。このたび新宿区民の一人として委員に参加することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今回、新宿区民ということなんですけれども、もともとホームレス問題に関心を持ったというのは、もともと出身が関西、大阪で、最もホームレスが多いと言われるような地域で生まれ育ちまして、それで、もともと15年ぐらい前から関西でホームレスの方たちの支援活動に参加してまいりました。ですので、新宿区民といっても、新宿区民になったのはまだ5年前ぐらいからなんですけれども、引き続き、新宿区でも、また関西とは違った意味で、深刻なホームレスの問題があるなというふうにずっと関心を持ち続けておりましたので、今回は委員に応募いたしました。

現在、私は、東京で、外国人の方たちの生活支援や労働相談などを行うNGOで活動しておりますけれども、先ほど区長がおっしゃられましたように、新宿という土地特有の問題という中に、これからはホームレス問題の中にも外国籍の方たちも入ってくるのではないかなというふうな気もしております。

外国人というのは、今までは特有のネットワークなどがあってホームレスにはなりにくいというふうに思われているんですけれども、ただ、今、相談などを聞いている中では、大変生活が困窮していて厳しい状況に置かれている方が多くなってきているというふうに実感しております。ですので、新宿のホームレス問題を考えるときに、少し外国人の方たちへの目配りという視点から、何か私なりの意見が言えればいいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

生活福祉課長 笠井委員。

笠井委員 新宿ホームレス支援機構の笠井と申します。

私は、ほかにも新宿連絡会等いろいろな団体もかけ持っております、ここにいる稲葉君にしても後藤君にしても、55年間、この新宿の地でいろいろなボランティア活動をやらせていただいています。新宿の地域性といいましょうか、そういうものが非常に大きくて皆さん集まってこられるということで、この対策というのが非常に注目されているのではなかろうかというふうに思っています。ホームレスと言えば新宿、新宿と言えばホームレスと言って昔怒られたことがありましたけれども、それぐらい新宿のホームレスという問題は一つの象徴

的な問題になっているということになっていると思います。

私どもは、いつも高田馬場で事務所を持っているんですけども、久しぶりに歌舞伎町あたりを歩いてみたんですけども、非常に活気がありますね、新宿は。この不景気の中、非常に素晴らしいと思います。そういう活気のあるところに人々が集まってくるということは、逆に言えばいいことなんじゃないかと。その活気を持った対策でもって、またそれぞれの自立を導いていくと、そういうような観点からこの特性というものを生かしていくべきだろうというふうに考えていますので、ぜひこの検討会等々で活気のある対策を、自分の足で立て、この新宿に来てよかったなと思っていられるところに散って、また働いて地域生活に戻っていけるような、そういう対策をぜひともつくっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

生活福祉課長 釜田委員。

釜田委員 私、新宿、それから港、中央、千代田、第1ブロックといいますけれども、そちらのほうの自立支援センター中央寮の所長の釜田でございます。

まさしく、団体の方々のある面、敵ではないかなというような視点も若干あるというふうには聞いておりますが、私は全然関係ないんですが、今回、井下課長さんのほうから、こういう委員があるけれども、ぜひ協力をお願いしたいということで声がかかりまして、私が、もう千代田、中央寮という2施設を所長として4年間過ごしまして、新宿区さんとも4年間のおつき合いでございます。その間、新宿区以外の他の区との路上に関する施策の温度差と申しますか、非常に私としては実感をしている部分がございます。

やはり新宿区さんのほうは、23区の、ある面、フラッグシップではありませんけれども、やはりこういう委員会も含めた施策を土台として動いているのだなというのがすごく印象として今実感してございます。新しい施策をつくるに当たりまして、私のほうは、現場のほうの声が少しでも反映できればというふうに考えております。また、私自身も勉強の一環というふうにも考えてございますので、よろしく願いします。

生活福祉課長 後藤委員。

後藤委員 スープの会の後藤と申します。

スープの会というと、何か炊き出しだけやっている団体というイメージが持たれるかと思うんですけども、日常的な活動としては、路上訪問と称しまして、個別に一人一人を訪問して歩く巡回相談のようなことを毎週毎週14年ほど続けてまいりました。その中で、路上の先にある暮らしというのはどんな場所があるのか、そういった意味で、地域づくり、まちづ

くり、そうした視点で、グループホームですとか地域のサロン活動などという意味で地域のコミュニケーションをどうつくっていくのか、そういったまちづくり活動としての活動を展開してきました。

今現在は、新宿区は特別出張所単位で小地域のネットワークをつくろうという施策という私は理解であるんですが、皆さんご存じだと思うんですが、戸山公園という非常に今ホームレス状態の方がふえている、まさに地域の戸塚地区協議会の理事、かつ、地域センター管理委員会の理事をしております。

それと、私自身2児の父でもありまして、うちの上の娘が、これもまた本当に戸山公園の目の前にある戸塚第二小学校というところの今2年生なんですけど、そこでPTAの広報委員として2年目の任期につけさせていただいています。私は、本当にそういった町場、小地域活動、小地域密着の活動として見てきた中で思うことは、この委員会でもどこまで話せるかなというのはあるんですけども、やはりマスの施策、あるいはハードなものを幾ら新しくつくるといっても、それだけではやはり機能しない。施策としては、先ほど区長の話にもあったように、確かに新宿はかなりの充実した施策がとられている。ただ、新宿と大きくくくっても個別に本当に地域性というのは多様にありまして、そういった施策をどう絡めていくのか、そうしたコーディネート仕組みというのはまだまだ今はできていないんじゃないか、それが本当に町場で見ている実感としてあります。

特に、私も周りで聞くのは、戸山公園というのはちょうどうちの小学校の通学路に当たっているんですが、先ほどの地域生活移行支援事業の話じゃないですけども、ブルーテント自体は減った、ただ、もうこれは3年前、4年前からそうなんですけど、夜間になると200人からホームレス状態の人が集まってきまして、夜から朝にかけてどっというんですね。やはり親御さんたちも子供を学校に送ってついていけないと怖いという声が深刻に出ています。

これは昨年の春だったと思うんですけども、井下課長にこれはもう強く強くお願いをして、かわりに事務所と東京都と私どもも含めてどうするかという話をとったと思うんですが、結局、巡回相談員もある、自立支援センターの緊急枠もあるにもかかわらず、巡回相談員はそれ以降全く入っていないんじゃないかと思えます。

そういった意味では、せっかく使える制度があるのに、どのようにそれをコーディネートしていくのか、そういった仕組みというのを考えていけないとやはりうまくいかないんじゃないか。しかも、この委員会は新宿区として何ができるのかという提言を出していかないといけないと思うんですね。

そういった意味では、新宿区ならではというか、地域密着として新宿として何ができるのかというのをこの委員会の中でも出して行ってほしいなというのを期待していますし、私もそうしたいと思っています。よろしくお願いします。

生活福祉課長 戸田委員、よろしくお願いします。

戸田委員 東京社会福祉士会の戸田でございます。前回に引き続き、今回もよろしくお願いします。

私ども、平成13年から新宿区のほうから受託を受けまして、中央公園ですとか戸山公園のテントですとかで寝ていらっしゃる方たちをご訪問させていただきながら、いろいろ巡回相談という形でさせていただき、報告書をつくっていく中で移行支援事業なんかにもつながったのではないかなと思っています。

私は、移行支援事業にもかかわらせてもらい、いろいろな問題もあり、批判もありますけれども、私は、アパートに定着できて、やはり非常にそれはよかったのではないかと思います。私たちは、やはり皆さんのお声を吸い上げて、それをどういうふうに訴えていくのかということが大きな使命かなと思っています。

今、こちらで「とまりぎ」という相談所のほうをさせていただいておりますが、先ほど稲葉委員のほうからもございましたように、本当に毎日多くの方が来て、とても相談し切れるような状態じゃない中で、皆さんもやはり腹を立てて帰られたり、また、うちの職員にしても非常にストレスで参っているような状態です。それはもう自立支援係の方たちも含めてそうなんですが、なので、そういうほうもいろいろとご検討いただきながら、本当に新宿区はそうやって人が集まってくるのはいいのですけれども、それをどういうふうにしていったらいいのか。あと、それを新宿区だけではなく、本当に都ですとか国だとかの施策とどういうふう結びつけて解決できるのか、また考えさせていただきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

生活福祉課長 矢崎委員、よろしくお願いします。

矢崎委員 最後になりましたけれども、民生委員でお世話になってます矢崎武春と申します。

皆さん、マクロ的なお話をずっと今聞かせていただいたんですけども、私はちょっと視点を変えて考えてみております。というのは、我々、自分が現在生活をしているのに、まず、家があって、家庭があって、収入があって生活できているわけですけども、それが継続できればいいわけですけども、先ほどの話があったように、ある日突然、あるいは何らかの

ことによってそれが可能でなくなってしまった場合、ホームレスにならざるを得なくなった場合、その人たちがどういうふうこれから生活していくかという問題を、私も自宅が戸山公園の近くなものですから、青テントの横をいつも通りながら、お天気がいいときょうはよかったねと、冬は寒いだろうなと、雨が降っている日はどうしているんだろうなというふうにかたりは、気にはするんですけども、今まで、正直言ってそこに自分から足を踏み入れたことはありませんでした。

今回、こういうお話をいただいて、私も民生委員という立場も含めて、自分の考え方を少しでも述べることによって、皆さんと一緒にこの会議に参加させていただければと思います。

そして、一番自分が今考えていることは精神的ケアです。例えば、我々が普通に常識的なことを考え、常識的な判断をし、常識的に理解することはだれでもできると思うんですけども、例えばそういう人たちでもホームレスの立場になったときに、常識的なことは、判断はできて、それを理解はできて、あるいはそれに納得はできないかもしれない、というのは、置かれている立場が違えばです。そんなことを含めて、そういう方面から含めて、このホームレスに対して手を差し伸べることに参加できたらと思っています。

どうぞよろしくお願いたします。

生活福祉課長 どうもありがとうございます。

ここで区の職員をご紹介したいというふうに思います。

ごあいさついたしました中山弘子新宿区長でございます。

新宿区長 皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

生活福祉課長 今野隆福祉部長でございます。

福祉部長 今野です。よろしくお願いたします。

生活福祉課長 山崎地域福祉課長でございます。

地域福祉課長 山崎です。よろしくお願いたします。

生活福祉課長 城倉みどり公園課長でございます。

みどり公園課長 城倉でございます。よろしくお願いたします。

生活福祉課長 小野川交通対策課長でございます。

交通対策課長 小野川でございます。よろしくお願いたします。

生活福祉課長 小野保護担当課長でございます。

保護担当課長 どうぞよろしくお願いたします。

生活福祉課長 私ども生活福祉課の職員でございますが、鈴木庶務係長でございます。

庶務係長 鈴木です。よろしくお願いします。

生活福祉課長 大熊自立支援係長でございます。

自立支援係長 大熊です。よろしくお願いします。

生活福祉課長 石井施設援護係長でございます。

施設援護係長 石井です。よろしくお願いいたします。

生活福祉課長 田中査察指導主査でございます。

査察指導主査 田中です。よろしくお願いします。

生活福祉課長 事務局をご紹介申し上げます。

庶務係主査、清水でございます。

庶務係主査 清水です。よろしくお願いいたします。

生活福祉課長 自立支援主査、唐澤でございます。

自立支援主査 唐澤でございます。よろしくお願いします。

生活福祉課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

庶務係主査 自分の自己紹介をやっていない。

生活福祉課長 自分は最初に。井下生活福祉課長でございます。よろしくお願いいたします。

大変申しわけありませんが、区長はここで退席をさせていただきます。

区長、何か一言ございましたらよろしく。

新宿区長 皆さんのお話を伺って私は本当に期待をしております。そして、非常に難しい状況にあることもそのとおりであると思います。それから、この問題が国や東京都の役割というのが大変大きいということもそのとおりであると思います。

しかしながら、私は、やっぱり現場を抱えているところからこの問題をしっかり見詰めて、そして声を上げていく、それから、ここから提案をしていくこと、そういうことというのがやはり一番重要であると思っています。

それと、もう一つは、今まで行政というのは、起こってきたそのことに対応をしていくというようなことで手いっぱいというところが確かにあったと思います。しかしながら、やはりこのことの本質が何なのかということをもみんなで了解をし合いながら、そして、いわゆるいろいろな財源や資源をどうやって優先度をつけながら配分していくかというようなことを多くの区民の皆さんともご理解をいただきながらやっていくこと、それが非常に重要であると思っておりますので、そういう意味では、非常に困難な課題をたくさん重層的に抱えている問題がここにあらわれているのだというような思いで、皆様方にぜひこの第 期 の計画を

さらに現状の中で、基礎的自治体の非常に問題が、ある意味で言えば多く見えていて、問題も抱えているこの地域から発信をしていけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にお世話になりますが、よろしくお願いいたします。きょうはありがとうございます。大変恐縮なんですけれども、ここで退席させていただきます。

よろしくお願いいたします。

生活福祉課長 すみません。ご紹介を忘れた方がいまして、地域文化部で勤労者・仕事支援センターの担当の主査であります石井でございます。

副参事（勤労者・仕事支援センター担当） 石井です。よろしくお願い致します。

生活福祉課長 それと、保健予防課長がきょう出席の予定でございましたけれども、例の新型インフルエンザの関係で飛び回っておりますので、欠席をさせていただいております。

それでは、早速でございますけれども、本日は初めての委員会ですので、委員長を選任していきたいというふうに思います。

委員会要綱第5条第2項にて、委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしますでしょうか。

戸田委員 私、岩田先生をご推薦したいと思うんですが。

生活福祉課長 ただいま岩田委員にお願いということでございますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

生活福祉課長 では、岩田先生、委員長の席のほうによりしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は岩田委員長にお願いをしたいと思います。委員長、進行のほうよろしくお願いいたします。

岩田委員長 岩田でございます。それでは、大変短い期間での議論になりますけれども、今、皆様方のごあいさつを伺っておりまして、それぞれの異なった立場ではありますけれども、この問題について大変深い理解と熱心なご議論ができるだろうというふうに期待しております。どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは、副委員長の選任をしたいと思います。

これはいかがいたしましょうか。もし委員長一任ということで私のほうから指名をさせていただいてもよければ、そうしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

岩田委員長 それでは、岡部委員に副委員長をお願いしたいと思いますのですが、異議ございませ

んでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩田委員長 それでは、岡部委員、よろしくお願いいたします。

どうぞこちらにご着席ください。

それでは、岡部委員のほうから一言ごあいさつをお願いいたします。

岡部副委員長 岩田委員長の補佐として、皆さんのいろいろな活発なご議論をいただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

岩田委員長 それでは、今日は4時まで予定しておりますので、早速議事を進めていきたいと思えます。

まず、きょうは第1回目ということでございますので、この委員会で議論する前提となるさまざまな資料をきょうお持ちいただいておりますので、まず前半で、資料1から3について事務局より説明をいただきまして、そして少し意見交換をしたいと思えます。その後、資料4、5ということで行っていききたいと思えます。

それでは、よろしくお願いいたします。

生活福祉課長 それでは、資料を説明させていただきます。

委員長、これからは座ってでよろしいでしょうか。申しわけございません。

まず、資料の確認をさせていただきます。

資料1でございますが、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の概要、資料2、これまでのホームレス対策の動き、資料3、ホームレスの全国実態調査における東京23区結果の主な状況と分析(概要)、資料4、これまでのホームレス対策の評価と課題、資料5、「ホームレスの自立支援等に関する推進計画改訂」プログラムとスケジュール、そうしまして、その他資料といたしまして、要綱と委員名簿、2といたしまして、新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画、3、東京ホームレス白書、一部部数が足りなくて概要版でお配りしてある方もいらっしゃると思いますが、ご容赦願いたいというふうに思えます。それから、国の「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」、それから、少し分厚い資料になりますが、附属資料集ということで、各種データを取りそろえたものを用意させていただきました。

私のほうでこれからご説明をさせていただきますのは、資料1から5までのうち、まず資料1から3をごらんになっていただきたいというふうに思えます。

まず、資料1でございますが、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」、平

成18年2月に策定をしたものでございます。これは先ほど区長がその目的などをお話しさせていただきました。この計画の期間は、平成22年度までの5年間ということになっておりますが、同計画の中に必要に応じて改定するというところでございますので、今日の急速な変化に対応して今年度改定をするといったようなものでございます。

ホームレスの定義については記載のとおりでございます。

それと、お断りさせていただきたいんですが、これから私のほうでさまざまな数値を申し上げることになりますが、調査時点が若干違いますもので、幾つかの数字が出てくるというふうに思いますけれども、その辺についてはご容赦を願いたいというふうに思います。

新宿区のホームレス数は、16年8月の1,102から17年2月には590、ことしの1月には299になっているといったものを、裏面でございますけれども、ホームレスの折れ線グラフであらわしたものでございます。

それと、3ページ目でございますけれども、「各調査結果からわかる、新宿区におけるホームレスの状況」ということで、下線部分、「新宿区にいるホームレスの人は、」というところで、平均年齢で53.6歳、それから比較的短い人が多いです。それから、4つ目でございますけれども、新宿区外から移動してきた人が8割を超えています。それと、全国調査と比較した場合には、若い層の人が多いです。それから、路上生活の期間が短い人が多い。それから、建設日雇いなどの高収入の仕事に従事する人もいるといったような新宿区のホームレスの状況であるということでございます。

4ページ目でございますけれども、2の「特別な問題を抱えるホームレス」ということで、多重債務問題、それからアルコール問題、精神等の障害を抱え路上生活となった人、それから女性ホームレスの問題ということになります。

5ページ目に移りますが、「新宿区の取り組み」ということで、東京都と23区の共同事業でございます。後ほど詳しくご説明させていただくことになりますが、まず、自立支援システムということで、緊急一時保護センター、現在はちょうど四谷見附の外堀公園のところにある千代田寮を指しております。

それから、自立支援センターは、きょう所長、委員になっていただいておりますけれども、中央区のほうにあるということでございます。

それから、平成16年から19年度で一応終了しております地域生活移行支援事業でございます。3,000円の家賃でアパートに移行していただいたということでございます。

それから、各ブロック、23区を5つのブロックに分けまして、路上生活者、巡回相談事業

を都区共同事業として現在行っているということでございます。

次に、新宿区の独自の事業でございますけれども、これは生活保護の相談ということで、これは福祉事務所の基本的な業務ということになります。

それから、食料、乾パンでございますけれども、食料を渡す、シャワーを使える、健康診断をする、年に2回、中央公園を中心に現地出張相談も行っているところでございます。求人情報紙、それから、会社訪問の交通費を貸す、緊急の宿泊場所を提供する、それから、後藤委員のところをお願いしております宿泊者等入所者相談援助事業といったようなことが、この18年2月に策定をした時点での23区の共同事業、それから新宿区の単独事業ということになってございます。

それから、次のページで「連携・協力団体」ということで、民生・児童委員の皆様、それとNPOなどの民間の団体との連携ということになってございます。

それと、経費における課題ということで、1番目では、国からの財政支援を強く求めていく。2番目では、少ない費用で効果的な方策を工夫していきたいといったようなことが計画に盛り込まれているということでございます。

7ページ目でございますけれども、前回の推進計画でこれから何をしようかといったことでございますけれども、相談体制を充実させますということで、東京社会福祉士会のほうに拠点相談所「とまりぎ」を開設いたしました。それから、住まいを確保できるように支援しますということで、自立支援ホームの実施もあわせて新規事業として実施をしたところでございます。

以下、仕事につけるように、それから健康維持や衛生面、NPO団体と連携して取り組んでいく、それから公共施設の適正管理、それから啓発活動を行っているといったような状況でございます。

8ページ目、最後になりますけれども、「区・都・国の役割」ということで、我々区の役割ということで、2番目の黒ポチでございますけれども、ホームレスになるおそれのある人やホームレスになったばかりの人を早期に発見し、相談につなげていけるような施策の展開を図る、また、住民自治の視点から、住民やNPO団体と意見交換や情報の共有を図り、効率的に課題を解決するよう努めていきたいと。

それから、都の役割としては、広域自治体として23区間の調整を行い、問題の共有認識と解決に向けた都区共同の取り組みを推進させるため、リーダーシップを発揮する役割と責任があるといったように推進計画で書いてあるところです。

それから、3の国の役割としては、1番目には、労働行政、経済政策等の実施を要望する、積極的な財政支援、それから、生活保護費は国と広域自治体で負担するなど制度の見直しを要望していると。それから、自立支援施策を推進するための社会資源を整備するようになったようなものが前回18年2月に策定をした推進計画の主な内容でございます。

次に、資料2でございますけれども、これまでのホームレス対策の動きということで、ごくごく簡単にこれまでの動きをまとめたものです。

1番目といたしましては、ホームレス対策の指針ということで、12年7月の都区協定以降、特措法、それから基本方針、それから東京都の実施計画、それから新宿区の推進計画といったようなホームレス対策の指針がつくられてきたということでございます。

以下、ホームレス対策の動きということで、東京都としては、昨年4月でございますけれども、住居喪失不安定就労者、いわゆるT O K Y Oチャレンジネットを新宿区歌舞伎町二丁目のハイジア、大久保病院のところでございますけれども、ハイジアに開設をしております。

それから、東京都と新宿区ということでございますけれども、平成5年2月以降、冬期臨時の宿泊事業、いわゆる大田寮、なぎさ寮、さくら寮、それから、10年4月には、たしか段ボール火災を契機にというふうに私は記憶しておりますけれども、暫定自立支援センターさくら寮、北新宿寮を開設したと。

それと、12年7月の東京都都区協定書に基づきまして、自立支援センターの開設、緊急一時保護センターの開設、それから、戸山公園、中央公園を皮切りに、地域生活移行支援事業、それから、18年4月からは巡回相談事業と、それと、19年4月からは、特別区人事厚生事務組合のほうでバックアップセンターを開設していると。

以下、新宿区の事業を年次ごとにまとめてあるものでございます。

次に、資料3でございます。

ホームレスの全国実態調査における東京23区結果の主な状況と分析（概要）ということで、東京23区の実態、これ調査数が500でございますけれども、15年調査との比較をしたものでございます。

施策の大きな違いは、19年1月は、緊急一時保護センター、自立支援センターが5カ所各ブロックに整備されている。地域生活移行支援事業はおおむね1,300人、現在全部終わりました2,000人というふうにも言われておりますけれども、借り上げ住居に移行している。

しかしながら、15年2月、3月時点では、緊急一時保護センターは2カ所、自立支援セン

ターは4カ所で、地域生活移行支援事業が実施されていなかったといったような状況の違いがございます。

まず、ホームレスの属性でございますけれども、平均年齢はそこに記載してあるとおりでございますけれども、では、青テントなどを常設しているのは50%で、ともに減少傾向にあると。それと、路上生活の期間は長期化傾向にありますということです。それと、仕事をしている者がふえて70%、仕事をしているうち62%が廃品回収業をしていると。収入なしが31%、収入はあるが、月収5万円未満が50%であると。借金もあると。48%が体のぐあいが悪いと感じているということでございます。

路上生活までのいきさつですが、都外出身者が81%、直前まで都外にいた者が39%。

野宿の場所を決めた理由というのは、土地なじみがある、ホームレスが多い、日雇いの寄せ場がある、廃品回収などの都市雑業がある。

それから、でございますけれども、ホームレス直前まで民間賃貸住宅にいた者が35%、社宅、寮、飯場、住み込みなど仕事と結びついている住まいの方が35%であるという結果が出ております。

裏面でございますけれども、ホームレス直前は建設業関係が50%、常勤が43%、日雇いが少し減少して29%と。

路上生活に至った理由は、仕事が減ったが36%、倒産・失業が27%で、借金の取り立ては5%といったような形でふえている。

次に、福祉制度の利用でございますけれども、緊急一時保護センターを知らないと答えている者が24%、知っているが、利用したことがない、そのうち利用したくないと答えている人が81%いると。逆に、自立支援センターの利用経験者9%のうち、就労したが、再び路上に戻った者は26%であると。

それから、生活保護との関係でございますけれども、31%であると。その利用の内容については、病院に入院して医療を受けた。宿泊所やドヤ等で受給、それから保護施設等に入所といったようなパーセントになってございます。

最後でございますけれども、4、自立について、就労して働きたいが減少して34%、支援を受けながら軽い仕事を希望するが49%、今のままでよいが増加して21%である。求職活動をしている者は減少して21%、就職をするために望む支援のトップは、住所を設定するためのアパートで54%といったような数字、調査結果になっているというものでございます。

委員長、とりあえず1から3の説明は以上でございます。

岩田委員長 ありがとうございます。

今の1から3というのは、これまでの政策の動きと新宿区の前回の計画と、それから、直近のといえますか、公式の統計ですね、その分析についてお話しいただいたわけですが、きょうお配りいただいた附属資料のほうに、さらにその後の展開とか、あるいは、先ほど来出ていましたような、いろいろな炊き出しに並んでいる人とか、「とまりぎ」の統計とか、あるいは施設の状況とか、そういうものが出ていますので、ぜひあわせてごらんいただくと、さらに少しまた状態が動いているといえますか、そのあたりがわかるのではないかと思います。

とりあえず、今、大急ぎでお話しいただきましたので、わかりにくいとか、あるいは補足したいとか、そういうことがおありかと思いますが、どうぞご質問あるいはコメント等ございましたらお出しいただきたいと思います。

生活福祉課長 委員長、ちょっとよろしいですか。

附属資料の10ページをちょっとごらんになっていただきたいというふうに思います。

ここに、4として、福祉事務所の相談等の状況ということで、先ほど来から委員の皆様方からも、福祉事務所、相談者が急増しているというようなご意見もございましたが、ここをちょっとごらんになっていただきたいんですが、居宅相談件数、20年1月のところと21年1月のところをちょっと比較してございます。10ページでございます。居宅相談件数が、20年1月では75件が21年1月では倍の143件になっている。それから、生活保護申請が48件が80件になっている。それから、ホームレス等の相談件数も約倍以上になっておりますけれども、382件で、ことし1月には794件、それから、受理件数は100件程度ふえていまして、197件から289件といったような数字になってございます。

なお、「とまりぎ」のお話も出ましたけれども、19ページのほうで「とまりぎ」も、ちょっと小さい数字、資料で大変申しわけないんですが、「とまりぎ」のほうの相談状況も19、20ページのほうに載せさせていただいているといったような状況でございます。

以上でございます。

岩田委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。さらに補足がございましたらどうぞ。それぞれ「とまりぎ」だとか炊き出しとか巡回相談とか、さまざまなことに携わっていらっしゃる委員が多いと思いますので。

じゃ、釜田委員、笠井委員の順でお願いいたします。

釜田委員 福祉事務所の課長にお聞きしたいんですが、この10ページ目の自立支援システムというのは具体的に何を指しているのでしょうか、ちょっと教えてください。

生活福祉課長 まさに、緊急一時保護自立支援システムの入所件数。

釜田委員 中央の。

生活福祉課長 緊急一時保護、千代田寮の関係です。

釜田委員 その下段の自立支援システムとは。

生活福祉課長 ですから、大きく緊急一時保護というのは、上段の緊急一時保護は、新宿区の単独の緊急一時保護を指しております。下段のほうが特区共同事業でやっている自立支援システムの数を指しているということです。

岩田委員長 そうすると、法外というのは、緊急一時のほうを指していて、下の自立支援システムというのは、自立支援法に基づくというふうに考えればいいですか。

生活福祉課長 上段のほうの緊急一時保護は、宿泊所を新宿区が単独で借り上げている、ですから新宿区独自の法外のシステムです。下段のほうの自立支援システムは、都区共同事業の中の緊急一時保護センター、それから自立支援センターの実績ということでございます。

両方とも生活保護から見たら法外は法外ということでございます。

岩田委員長 法外という使い方は、割合、福祉事務所でもともと使われていたので、生活保護との関係だけで処理した言葉なんですか。

生活福祉課長 生活保護法から見た場合の法外の仕組みということでご理解いただければというふうに思います。

岩田委員長 釜田委員、よろしいですか。

釜田委員 わかりました。

岩田委員長 では、笠井委員、どうぞ。

笠井委員 補足になるかと思いますが、この附属資料集の11ページから、炊き出し関連で並んだ方々の調査結果というものが出ております。炊き出しの数の推移というのは、ここに残念ながら載っていないんですが、今度持ってきますけれども、例えば、新宿連絡会も毎週日曜日やっていますけれども、前回17日の炊き出しだと546名が実数で、これちょうど1年前に比べますと365なんですね。120は間違いなくふえているというようなことで、炊き出しもかなりふえてきているというのが現状でございまして、そこで並んでいる方々の統計等々はとってみたんですけれども、大体昔と同じとか、大体炊き出しに来る方というのがいわゆる昔のホームレスというか、最近問題になっているような人々の層ではないと。長期化、

高齢化した方々が中心になっていると。なおかつ、いわゆる派遣等々の労働問題で出てきた方でも中高年齢層が多いという結果に大体なっているんですね。

それに対比して、恐らく「とまりぎ」さんとか福祉事務所なんかでは、若年層の方が多いのかなというふうには思うんですけども、ちょっとそこら辺は調べていませんけれども、最近では緊急とか自立なんかでも若年の方は、釜田さん、多いですね、若い人が。

釜田委員 多いです。

笠井委員 昔は、若い人が入ったらおじさんたちでいじめられていたんですけども、最近では若い人がおじさんをいじめているというような話も聞くぐらいですけども、若年層の方々が逆にそうした施策のほうに押し寄せてきていると。

他方で、中高年の方々、ちょっと耐えてしまうような方々ですね、そういう方々が路上で厳しく踏ん張っていて炊き出しなんかを利用すると、そんなような傾向になっているんじゃないかなとは思うんですけどもね。

岩田委員長 そうですね。施設のほうから見ても、やや若くなっているんですね。

釜田委員 平均年齢はやはり高くなっていると。今、印象ですけども、正確な数字はちょっと職場のほうに帰らないとわからないですけども、特に12月の派遣村の関係の時期から、やはり年齢層が若い、稼働年齢層というんですか、30代の方は結構多いです。

岩田委員長 戸田委員、どうぞ。

戸田委員 「とまりぎ」のちょっと補足をさせていただきたいと思います。

20ページですが、左側に乾パンと相談者数が載っております。乾パンはすごくふえているんですけども、平成20年度12月ぐらいから1、2、3と非常にふえています。それに比べて相談者数は余りふえていないんですが、これは相談員の数がずっと変わらずに決まっている中で、実際に相談できる数もう限定されてしまっているという中で、これだけ見ると、相談者数はそんなふえていないじゃないかと思われるんですが、非常にふえています。いらした方全員が乾パンをもらっていくわけではないですが、やっぱり乾パンの数で見ていただくと、本当にふえているのだらうというふうに思っていただけのかなと思います。

補足です。

岩田委員長 今、いろいろなお話が出たのは、2007年の全国調査、さっきご説明いただいたわけですが、それから、その後の厚生労働省の調査では、一貫してホームレスは数としては減っているというデータが出ているわけですけども、現場感覚、炊き出しとか相談、あるいは乾パンというようなところで見ると、そうも言えないんじゃないかというようなこと

や、あるいは年齢の問題ですね。若い層のホームレス化のおそれと申しますが、あるいはホームレス化の入り口のところで、ある程度制度が作動できる余地が少しある分、今度、従来型のと申しますが、中高年ホームレスのほうはずっと路上にいるというような、そういうような状態がもしかするとあるのかもしれないというような、そんな感じがしますけれども。

そのほかいかがでしょうか。質問でも結構ですから、今井委員あるいは奥貫委員、どうぞ遠慮なく発言してください。

今井委員 今、説明を受けていまして、私、知らないことだらけでございまして、こういうことなのかというところがざっくばらんなところで、しかも今の世代間のギャップみたいなものが実際にあって、私ども中高年の居場所みたいなものがそういうところでだんだん狭まれてきているのかなと、そんな実感で、正直言いまして、初めて知ったことが多々ございまして、正直非常に勉強になっております。

岩田委員長 奥貫委員、何かありますか。何かご質問があれば。

奥貫委員 じゃ、1点ご質問させていただきたいんですけれども、恐らくこれまでのホームレスと申したら、中高年の男性で日雇いの仕事にあぶれて路上に出てというふうな方が恐らくイメージとしてあると思うんですけれども、最近、年齢層も、あと、バックグラウンドも多様になってきていると思うんですけれども、特に若年層のホームレス状態に置かれた方というのは、何か特有の、これまでのホームレスの方たちにはないような複雑な事情というのが絡んでいることが多いのかなというふうに想像するんですけれども、そのあたりの、年齢層によってどういうふうに抱えている問題の背景が違うのかというところで、もし教えていただければお伺いしたいと思います。

岩田委員長 どなたかがいかがでしょうか、今の。

稲葉委員 幾つかあるんですが、ホームレスの定義の問題にもなるんですけれども、ホームレスの自立支援法で定めている定義というのは、外にいる人はホームレス、屋外で生活している人がホームレスということなんです、実際は、ネットカフェにいる方とか、友達のうちに居候している方とか、あと、去年大阪で個室ビデオ店の火災事件がありましたが、そうした場所にいる方、あとは、少しお金がなくなってくると24時間営業のファストフード店にいる方、そうした方々も広い意味ではホームレス状態にあるかというふうに言えるかと思えます。

この間、やはりその制度利用という面で言えば、ちょっと今、手元にないんですけれども、緊急一時保護センターの最近の統計によると、野宿歴が3カ月未満、ほとんど外で寝たこと

がないという方が半数ぐらいいらっしゃるんですね。そうしたネットカフェにいるような方には、例えばT O K Y Oチャレンジネットというような施策があったりとか、あと、この間、派遣切りに遭っているような人たちに対しては、ハローワークでいろいろな融資の相談をしていたりしているんですが、いろいろ施策がばらばらになっていて、窓口もばらばらになっているのでわかりにくいということがあって、最近、もやいが中心になって、こういう路上脱出ガイドというのをつくって、これを当事者の方に渡して、実際どういう施策が使えるか、あなたの場合はどうですかというのをわかりやすく説明しているようなこともあるんですが、どうしても、いろいろな窓口の中で福祉事務所というのが間口が一番広いですから、福祉事務所に来てしまって、緊急一時保護センターに入るという方がふえているのだらうというふうに思っています。

もやいに相談に来られる方は、今ほとんどが20代、30代になっておりまして、その方々のお話を聞いてみますと、それは派遣で働いてこられた方や非正規雇用でずっと働いてこられた方が多いんですが、特に20代前半とか10代で生活困窮してしまうという方は、家族との関係がやはりうまくいっていない方ですね。家族との関係がうまくいければ、家族のもとに、実家に戻るという選択肢があるんですが、もともと養護施設出身の方であったりとか、家庭で虐待を受けていたりとか、あと、家族も生活保護を受けていて経済的に困窮しているとかというような、家族にそういう包摂する力がない人たちが、今、困窮、その状態になっているというような印象を持っております。何か統計的なものがあるのではなくて印象的なものなんですが、やはりそうした背景があるかとは思っております。

岩田委員長 どうぞ、後藤委員。

後藤委員 私も今の稲葉さんの話に絡めてなんですが、私たちも自立援助ホームのグループホームのようなところをやっているんですが、30代前後の若いホームレス状態の方がふえていまして、今の話にもあったんですが、ホームレス状態としての施策だけというよりは、その背景として、養護施設出身の方が、そこを出た後に、就労には結びつかず、新宿区の場合、中井のほうに16歳になった後でも仕事を見つける方のための自立援助ホームのようなものもあったりするんですが、そこでの施策が一緒に絡んでいたりと、あるいは、病院まで行って、診断名まではつかないけれども、軽度の知的発達障害ですとか精神的な症状をお持ちの方なんか結構いらっしゃるんですけども、路上というところへ出てしまうと、知的障害なら障害福祉課になる、精神のほうであれば保健センターになる、どこが窓口になるかというので、はざまに落ちてしまうといえますか、結構既存の制度のはざまの中で、特に若年層

の方なんかはこぼれていってしまうというか、そういった経緯があるというのは実感としては感じるどころでして、そういった意味では、この委員会なんかでは、ホームレスの自立計画策定委員会となっていますが、その背景としては、既存の制度、施策との絡みといたしますが、そことどうつなげていくのか、コーディネートしていくのかというのもやはり外せない視点なのかなというのを印象として持っています。

岩田委員長 そうしましたら、今いろいろな話が出ましたけれども、どうでしょうか。もうちょっとその話をしてから4、5にいったほうがいいでしょうかね。じゃ、どうぞ質問なり。

今のような若い方たちは、どちらかという、派遣切りとかネットカフェ難民とかという、そういうカテゴリーでとらえられて、それにはその施策みたいになっていくわけですがけれども、ですから、みんな切れているわけですがけれども、そこを見ていくと、共通のものと今言ったような多少違う。ただ、それは見ている時期が違うだけで、例えば中高年のホームレスの方も、30代のときに切ってみれば似たような話だったかもしれないというようなことではあるかもしれませんが、今、後藤委員がおっしゃった障害の問題なんか、例えば軽い障害でも、普通、一般的な家族のサポートがあって、学校教育の中で普通に暮らしていればどこかでキャッチされて、手帳の取得とか、あるいは障害の等級というのがわかって、それなりの教育が受けられた可能性のある人も、大人になって、つまりそういうホームレス支援みたいなものに入ったときに初めてわかったというか、つまり、それだけ家族だとか教育制度の中でおこちてしまっていたといいますが、そういうことなんじゃないかというようなことが、最近ネットカフェやなんかのインタビュー調査なんかでは言われているところですね。

そのあたりもなかなか難しいところでありますけれども、障害の問題だとかそういうもの、あるいは多重債務とか虐待とかDVのような家族の中の暴力のようなものがバックグラウンドにあるんじゃないかというような感じは、多分、皆さん実際に支援されている方はお持ちだろうと思います。単純な失業で、非常に就労が不安定で、ほかのサポートもなくてホームレス状態になった方もあると思うんですけれども、その幅が広いだろうと思います。

ちなみに、ネットカフェにいる人たちの調査というのも厚生労働省がやっています、その調査を見ると、中高年の場合はほぼ路上生活者と同じ人たちで、出入りがあります。だから、あるときはホームレス、あるときはネットカフェ生活者というような、同じ人が行ったり来たりしているということは出ています。

そのほか何かご質問なりコメントがありますか、今のホームレスの実態ということに関して。

新宿はさまざまなお店も多いですし、公園も多いしといいますが、資源的な意味でもいろいろなタイプのホームレス状態の方たちが出現しやすいといいますが、その中になりに存在しているということは、もちろん新宿だけではないでしょうけれども、都市装置というのはそういう側面を持つと思いますけれども。

どうぞ、後藤委員。

後藤委員 それに絡めての質問でもあるんですが、今、岩田先生がおっしゃったように、確かに新宿はかなり広くて、地域性も多様でして、やはりホームレス状態の方のあらわれ方というのもその時々に応じて非常に場所によって異なるというか、さらに言えば、時間によってもあらわれ方が異なってくる。こういったときに、私もちょっと不勉強で申しわけないんですが、例えばせっかく巡回相談員という制度があるわけなんですね。ある意味では、そういった巡回相談員という制度なんかは、そういったあらわれ方には非常に柔軟に対応できる制度なのかなと思うんですけれども、これは区からオーダーを出す仕組みになっているんですよね。できれば、どういう仕組みかといいますが、やはり一番臨機応変に対応、まずは入り口としてなぜそうなっているのかというのを調査できるところだと思いますが、そこはどういう仕組みになっているのでしょうか。質問というか。

岩田委員長 どうぞ。

生活福祉課長 巡回相談事業については、千代田、中央、港、新宿を第1ブロックというふうに言っていますが、それで1日ずつ割り当てがありまして、新宿区は毎週木曜日、基本的には区民の方からのいろいろな苦情も含めて問い合わせ、それに対応をすると、そこに対応をするというようなことが基本にあります。あとは、行政機関のほうからも要望があったりしていますので、それらにも対応すると。

あと、そういったようなことがなければ、我々が常日ごろから重点地域的な、戸山公園なんかにも入っておりますけれども、そういったようなところを実際に回っていただく。ただ、今の巡回相談の仕組みというものが、声かけを中心にして若干の福祉施策のPRをし、また、自立支援システムにもつなげていくというようなことになっておりますけれども、実態的にそういったような要望への対応と声かけが中心な巡回相談の仕組みになっているといったようなことが実態なのかなと思います。

岩田委員長 新宿区がやっているのと、それからNPOがやっているいろいろな巡回相談だ

の炊き出しだのの曜日と場所と時間帯みたいなものをマップ化するということはできるわけですね。もやいなんかはやっているんですかね、そんなのは。何曜日の何時ごろ、どこにはどこが入ってきているのかとか。

稲葉委員 この冊子をつくるときに、炊き出しの情報を全部まとめて地図で表示したほうがいいんじゃないかという案もあったんですが、それをやってしまうと、結局、野宿の人たちが、新宿、池袋、上野というふうにくるくる一日回りながら生活をするようになってしまいます。それを支援してしまうのもどうなのかという議論があって、それは結局行わなかったんです。

ただ、各団体、きょう来ていらっしゃる団体にもご協力いただいて、14団体ぐらいの方のそれぞれがどこの地域でどういう活動をしているかというのはこの冊子の中にまとめておられます。

岩田委員長 それから、さっきから「とまりぎ」というのが出てきていますけれども、「とまりぎ」というのが前回のこの推進計画の目玉商品というか、その結果やった一種の地域に出た相談ということなわけですね。ちょっとその「とまりぎ」についてご説明いただいたほうがいいかなと思います。

生活福祉課長 それでは、附属資料の19ページで、ちょっと細かい資料ですけども、確かに18年2月の推進計画に基づきまして、いわゆる福祉事務所ではない、いわゆる福祉事務所、行政の内側に入らないで、外側で継続的なさまざまな相談を受けることができないだろうか、そういったような仕組みをつくることはできないだろうかということで、拠点相談事業「とまりぎ」といったようなものを、今、第二分庁舎に福祉事務所を構えておりますけれども、その一角を使って相談をしていると。

事業内容については、先ほどもちょっと戸田委員のほうからもお話がありましたけれども、主には一般的な相談をやられていると。あと、食料の配布、シャワーの提供、それから就労、住宅、アルコール、それから健康などの曜日を決めまして専門相談をやっているという事です。

それとまた、そこに拠点を構えておりますけれども、実情に応じては地域のほうへの相談にも出かけてもらっているといったような、私の認識が間違っていたらどなたかご指摘をいただきたいと思います。思うんですけども、区市町村レベルでは、このような拠点相談、ホームレスに対する相談機能を有しているというのは、これを始めた当時は、新宿区が唯一のシステムであったのかなといったようなことが言えるのかなという状況でございます。

岩田委員長 戸田委員、何か補足ありますか。どこでやっているとか。

戸田委員 私ども東京社会福祉士会が受けさせていただいていますが、前、巡回相談をさせていただいて、確かに福祉事務所に来られない人たちへこちらから出向いて相談を受ける、どんなニーズを持っているのかというのを聞いていくということは、とても意義があったと思います。

ただ、本当にいつもそこにいらっしゃるとは限らない方たちに継続した相談をしていくというところで「とまりぎ」ができたことは非常に大きいのかなと思っています。あちらから相談があるときに来てくれて、福祉事務所と違って、違ってと言うと語弊がありますけれども、福祉事務所のケースワーカーさんたちが非常にお忙しい中で、また、皆様も敷居が高いという声もありますけれども、なかなか相談が思うように、自分の一番言いたいことが言えないで終わってしまったりというのを私たちは見聞きしておりましたので、そういう意味で「とまりぎ」ではじっくりと丁寧なお話を聞こうということで18年度から始めさせていただき、シャワーも、もちろん仕事へ行く人たちのためというのがありますけれども、一般の区民の方たちからやはりホームレスの人たちに対する見方が、汚い、臭いとか、そういうお声があり、それでは少しでもそういうものがないだけでも、また周りからの理解も得やすいのではないかと、前回もそういうお話もあり、ぜひシャワーをということで入れていただきました。

先ほど課長のほうからもありましたけれども、あと、法律相談等もさせていただき、結構大勢の方に利用はさせていただいて、福祉事務所のほうと連携をとりながら相談させていただいていると思っています。

岩田委員長 それでは、少し施策のほうにちょっと入り込みましたので、資料4のこれまでのホームレス対策の評価と課題というのと、それから、この会議がこれからどんなことをやっていくのかという事務局のほうのご予定といいますか計画についてご説明をお願いしたいと思います。

生活福祉課長 それでは、私のほうから、大分時間も押してきておりますので、皆様の意見をなるべくお聞きしたいなということもあるので、相当早口でしゃべらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料4でございますけれども、これまでのホームレス対策の評価と課題ということで、まず、都区共同事業でございます。何回か出ている部分については省かせていただきますけれども、地域生活移行支援事業、この点については、東京ホームレス白書 という部分での成

果、課題、今後の方向性をそのまま持ってきたものでございます。

地域生活移行支援事業、いわゆる3,000円の家賃でアパートに入った方ですけれども、約2,000人弱ということで、平均年齢56歳、60歳以上は35%であると。就労している人は60%、13万円以上の収入のある人は14%、住民登録をした人は58%、うち国保加入者は29%、年金受給者は6%であると。生保適用者は29%、ただし、2年後の状況では約半数程度が生保受給に至っているのかなということでございます。

それから、成果といたしましては、大規模公園などから青テントが大幅に減少したということで、4番目には、月5万円以下のアパート物件が23区内には多数あるということ、必要なアパートを確保することができた。

ただ、課題としては、集中的にやったということで、2番目でございますけれども、アセスメントが十分でないまま移行し、自立意欲の薄い移行者もいたのではないのかと。それと、家賃3,000円で2年間住めることに安住し、常用雇用へのインセンティブがなかなか働かなかった人もいます。

今後の方向性ということでございますけれども、十分なアセスメントが必要であり、それぞれに対する自立支援計画、また、より効果的な生活支援、就労支援をしていく必要がある、それから、利用者に対して、定期的な通所・状況報告を義務づけるなど就労支援を強化していくことといったようなことが言われております。

それから、2番目が自立支援システム、これもホームレス白書でございましてけれども、若干こここのところの状況によって状況が違つかもしれませんが、緊急一時保護センターでは、入所者の状況は、平均年齢52歳、60歳以上が24%、ホームレス生活約半分が3年未満であると。それから、入所者の半分が自立支援センターに移行していると。再利用者も若干ふえているということでございます。

成果としては、数はそこに記載のとおりでございます。厚生施設が満床状態の中で、緊急駆け込み寺の機能としてもあったと。原則1カ月ですけれども、就労意欲の高い者については2週間程度で自立支援センターに移行している。

課題としては、この時点の話でしたけれども、62%程度であって、規模の再検討が必要であると。その後大きく状況の変化がありましたけれども、この当時はこのような評価がされていたと。

それを受けて、今後の方向性では、現在、緊急一時保護センターと自立支援センターを施設を一緒にするという計画が進んでいるところでございます。また、再利用の条件も若干見

直しを検討するといったような方向性が示されているというところでございます。

自立支援センターですけれども、就労自立した人は51%、そのうち民間アパートで自活が3分の2、住み込み就労が3分の1ということで、緊急一時保護センターに入った約半数が自立支援センターに行き、その約半数が就労自立しているということですから、緊急一時保護センターの入り口から見ますと、約4分の1の方が就労自立を果たしているということが言えるのかなというふうに思っております。

それと、課題の中でございますけれども、まず、保証人の問題が で書かれております。それから、給与の支払いまでの間ということで、資金面でアパートでの自立生活が困難であるということで、現在、自立支援センターの外側に、自立支援住宅ということでモデル事業を実施しているところがございます。

ちょっと飛ばさせていただきます、常用雇用されても人間関係を構築することがなかなかできない、退職してしまう例がある、センターのアフターケアも拒否する人も出ていたというようなことでございます。

今後の方向性でございますけれども、就労自立支援施策を強化すること、それから、地域で生活しながら訓練の仕組みを検討、これが先ほど私がちょっと言いました自立支援住宅のモデル実施につながっているところがございます。それから、就労を継続するための自立支援を充実するよう検討していきたいと。

4ページ目でございますけれども、18年度から新たに実施した巡回相談事業でございます。

アウトリーチを充実していこうということで、緊急一時保護センターに併設をして、主任相談員と非常勤相談員を配置しているということで、毎回2名で実施しています。18年2月までの実績で延べ2,774人で、生活保護の相談が103人、緊急一時保護センター入所が49人、福祉事務所の応急援護などが76人といったこと。

今後の方向性につきましては、引き続き継続していく、ただし、長期化・高齢化した精神疾患等を抱えるホームレスに対する対応として、医療機関との連携を強化する方向性を検討していきたい、それから、巡回相談センターの機能の充実を検討していきたいということでございます。

次からは、拠点相談事業でございます。

「とまりぎ」につきましては、先ほど来からいろいろお話が出ておりますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

ただ、課題の中で、区市レベルでは唯一のホームレスの総合相談機能であって、近隣自治

体からの相談者も集中する傾向にあるということです。それと、路上生活が長期化した人または未経験などの人、さまざまな対応者の相談に対して、十分な相談と資源の結びつけに困難性が現時点で増していると。新宿区からの委託事業ということになっております。施設面や財政面での制約があると。

今後の方向性としては、広域的な対応が図られるよう、都区共同事業としての実施の方向性なども検討できるのか、それから、支援団体等の相談事業への参加を促進するために、事業助成制度などの財政支援策も検討できるのかということでございます。

それから、自立支援ホームですけれども、笠井委員のところにもお願いをしているところですが、支援団体が借りたアパートに原則3カ月限度入所させて、生活・就労指導を行い、転宅資金を貯蓄、蓄え、アパートの生活を自立するというので、現在まで2年間で、入所が28名で、アパートでの自立生活移行者が12人、自主退所4人、その他、さまざまな理由はありますけれども、8人ということでございます。

成果としては、一定の収入がある人に対する早期の対応には効果的であると。年金収入がその後わかった方などについては、路上生活に至ることなく転宅が容易であると。

今後の方向性としては、事業継続と、さらにきめ細かな相談支援を行っていく必要があるのではないかということでございます。

それから、給食宿泊場所の確保、これが新大久保寮という宿泊所でございますけれども、かなり現在満床状態であります。一時的なシェルターとしては十分機能を果たしている、それから、病状や生活状況の把握、それから、病院を退院後の受け皿といったようなことがあります。

それと、課題としては、現在常に満床状態であり、ベッド確保に困難をきわめている。施設が余りよくありませんので、実際には入居拒否をする事例もかなりあると。入所後の生活指導も十分でない。事業は継続しているが、施設面や入所後の生活指導のほかに、民間の施設ですからなかなか難しい面もあると思いますけれども、そういったような課題、今後の方向性を示しているところでございます。

宿泊所等入所者相談援助事業でございますけれども、入所者の状況としては、単身生活が不可能な者を対象としているということで、土日・夜間なども対応をお願いしているということでございます。

それから、少し飛びまして、今後の方向性ということで、事業の継続と他の類似施設で制度化に向けた検討を進めるということで、現在さまざまな支援団体がさまざまな形での施設

運営をしているといったようなことですので、ここでは、例のたまゆらの事故といいたし
ょうか、そういった中で、現在さまざまな角度から議論が進められているということござ
います。

それから、地域生活安定促進事業でございますけれども、生活保護を受給している元ホー
ムレスの方で、宿泊所からアパートへの転宅、また、アパート生活を維持ができるような訪
問を中心とした支援を現在新宿区単独で行っております。20年度の実績は344人で、利用修
了者が142人、3月末現在202人ということです。

成果としましては、そこに記載のとおりでございますけれども、居宅生活への支援に十分
効果を上げているということです。

それと、今後の方向性としては、現在の事業内容に加えて、アパートに移った方への居宅
生活継続支援も拡充していく必要があるのかなといったようなことを、ちょっと早口で大変
申しわけございませんけれども、都区共同事業、それから新宿区単独事業をまとめ上げたも
のでございます。

資料5のほうに移ってよろしいでしょうか。

ホームレスのこの会議のプログラムでございます。第1回会議、本日でございますが、1、
2、3については、現在、今、私のほうでご説明したとおりでございます。

4以降、「改訂の方向性」をごらんになっていただきたいんですが、4つに分けてござい
ます。あくまでたたき台ということをごらんいただきたいんですが、ホームレス数は大幅に
減少したが、相談から生活・就労など、これまでの施策を評価・検証し、これからのホーム
レス対策の課題を明らかにするということでございます。

相談体制のあり方、自立支援システムや民間宿泊所等の施設資源のあり方、施設入所後の
生活・就労など総合的な支援のあり方、地域生活移行後のアフターフォローのあり方といっ
たような課題が上げられるのかなということでございます。

それから、ホームレスの数的な側面にとどまらずに、路上生活を余儀なくされるおそれの
ある者も含めた質的な変化に対応できる支援事業を体系化していく必要があるのではないかと。
高齢化・長期化したホームレスに対する支援、それから、就労・住宅・生活など、総合
的な相談支援体制、路上生活に至らないための緊急一時施設と相談支援の総合的な体制づく
り、4、再び路上生活に戻らないための就労・日常生活・社会参加への継続的な支援体制づく
りというものが上げられるということでございます。

でございますけれども、もとよりホームレス対策は広域的に取り組む課題である。都区

共同事業や国・東京都の責任と役割を明確にし、施策の実現を提言すると。広域的な相談体制の確立、民間宿泊所等、都・23区共通資源の整備、就労や住宅・資金助成など国・都の制度充実、財政負担の明確化ということでございます。

としては、区民の理解と協力を得るとともに、民間関係団体との連携をより一層強める方向を示すということで、ホームレス問題に対する区民・地域団体への啓発、それから、支援団体への財政支援のあり方といったようなことでございます。

それから、第2回会議は7月に予定しておりますけれども、今、私のほうで申し上げました4つの分野を、それぞれ第2回目では、1番と2番についてご議論をしていただければと。囲みの中でございますけれども、「資源の有効活用」「人的パワーの不足」「制度のネットワーク」「制度のすき間」、これまでのホームレス対策に何が欠けているのか、これからのホームレス対策に何が必要なのかを明らかにしていくということ。

の分野では、医療などとの連携をした巡回相談体制の充実、自立支援システムなどの施設、民間支援団体などの総合的な相談支援体制、それから、施設での短期的・集中的な総合相談体制、それから、アパート生活に至った者に対する訪問・通所などの自立支援体制の構築について、具体的な仕組みをご議論いただければなというふうに思っております。

第3回会議は21年9月を予定しております。

、 の具体的な方向性を協議するというところで、広域的な対応というところが一つのポイントで上げておりますけれども、国・都・23区の持つ制度の総合化を図って、幾つかのブロックごとの総合相談体制、また、限られた資源の有効活用を図るための施設ストックの問題、それから、余儀なくされるおそれのある者への早期対応を図るための就労・住宅・資金助成などの充実、それから、国・東京都の財政負担の充実。

それから、 として、理解促進、それから民間団体の持つ資源の活用を図るための支援策といったようなことの具体的な方向性をご議論していただければなというふうに思っております。

それを受けまして、第4回会議、21年11月に予定しておりますけれども、まとめの素案をご協議いただき、パブリックコメントを実施し、22年1月には推進計画原案を確定したいという非常にタイトなスケジュールになっておりますが、進行協議の内容によっては、1回程度ということもあろうかというふうに思っておりますけれども、現時点ではこのようなスケジュールでお願いできればなと。

最後のページでございますけれども、第 期ホームレスの自立支援推進計画策定委員会ス

ケジュールということで、議会関係なども加えました表になっておりますので、ご参考までにごらんいただければというふうに思います。

以上でございます。

岩田委員長 盛りだくさんで、何か大変だなと皆さん思われたと思いますが、そういうわけなので、きょうのところはまだ何が何だかさっぱりわからないとっていらっしゃる方も少なからずいらっしゃると思いますが、大変恐れ入りますが、きょうの資料をご参照いただきまして、もちろん、またわからないところはその都度この会議に出していただいて、2回目、3回目になるにつれ、大体皆さんの話の全体がすり合うといいますが、大体同じ地平でいろいろ議論ができるということに持っていきたいと思いますが、大変、制度体系も複雑ですし、事実もどちらから見かによってもいろいろな数字がありますので、そういうことを少し勘案しながらごらんいただきたいと思います。

それから、財源的な意味では、広域的なとなるわけですけれども、他方、支援体制の中では、さっき後藤委員から出ましたように、むしろ新宿の中にどうい支援のネットワークが張れるかと、そういう話でもありまして、なるべく新宿の推進計画らしさといいますが、そういうものがどこかに反映できるようなものになればいいとは思っていますけれども、そんなスケジュールを今一応考えております。

今の4、5で、きょう余りもう時間はないんですけれども、ご質問がありましたらどうぞ。こんなのじゃとてもできないとか、あるいは何か文言でわからないとかいうことも含めてどうぞ。

後藤委員 ちょっと補足で申しわけないんですが、きょうずっと冒頭から、コーディネート、コーディネートとくさるように言っていて申しわけないんですけれども、若干補足させていただきますと、6ページの宿泊所等入所者相談援助事業のところ、高齢者の方対象となっておりますが、実はこれは小規模な町中の一軒屋を借り上げて居所を提供することで、居所を提供して初めてその方の生活課題がわかるというところがあるんですが、実は、若いですと20代の方から、お年寄りの方ですともう末期がんのターミナルケアまで全部やっている状態です。言ってみれば、居所を提供して、そこで何が生活課題か、そこをあぶり出して、それを地域のさまざまな資源につないでいく。今後の方向性というところで、類似施設の制度化に向けた検討を進めるというお話もありますので、ぜひその制度化というところのポイントとして、やはりコーディネートプログラム、やはり路上相談あるいは「とまりぎ」での相談、巡回相談はもちろん大切なんですが、生活場面で出てくる課題はたくさんあると思

うんですね。それを既存の使用施設は収容型になってしまいがちなんですが、生活場面を見ながら、それをどう資源として、他方、対策につないでいくか、そういったコーディネートの仕組みというのを少し踏まえていただけるとありがたいかなと。

補足でした。

岩田委員長 これは居宅生活継続支援ということとも多分関係してくると思うんですね。アパートや、あるいは施設もそうですけれども、入ったらおしまいということではなくて、その後で初めていろいろな問題が浮き上がってくるというようなことがあるだろうというようなお話だと思います。そういう人材とか民間との連携とか、そういうことが多分課題になっていくだろうと思います。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

稲葉委員 附属資料のほうの11ページから年齢調査の話が出ているんですが、その中で、15ページに「ひと粒の麦の家」という取り組みについて紹介されております。これは新宿ホームレス支援機構と新宿連絡会で運営をしております、もやいでもアパートの保証人を提供するという形で協力しているんですが、ご高齢の方、一方で若年層の問題はあるんですが、一方でご高齢の方がホームレス全体の高齢化・長期化という問題もあって、しかも60歳以上の方、この調査でも3分の1程度いらっしゃるということなんですが、65歳以上の方というと比較的生活保護を受けやすいという状況があるんですが、なかなか窓口までの心理的な距離が遠いと。

しかも、その理由の一つとして、なかなか民間の宿泊施設、生活保護を受けて入る施設が相部屋のところが多く、また、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、施設内容自体余りよくないところが多いと。衛生環境等で問題等であったりとか、あと、中でいじめがあったりというようなことがあって、そうした施設に入りたくないから制度を利用したくないという方が結構たくさんいらっしゃるという問題があるかと思います。

それで、ここの麦の家では、個室を用意して、一たんそこに入ってもらって、そこから生活保護の相談、申請につなげていくと。そこにいる間に住民票を取り寄せたりとか、周りのスタッフ、ボランティアが協力してその方の地域生活を支えていくということで、まず個室に一たん入って、そこからアパートに移っていくというような支援をしております。

スーブの会さんも含めて、そうした民間の取り組みというのがあるんですが、やはり群馬県の無届け老人ホームの火災の問題も含めて、なかなか居場所がないというか、特にご高齢

の方、身体能力が低下された方がどこで暮らしていくのかというところが非常に悩ましいところで、新宿区の福祉も、非常にその点で、生活保護の申請は受け付けるけれども、この人をどこに連れていけばいいのかということで苦慮していらっしゃるというふうに思います。

一般の住宅で暮らせる、民間の住宅で暮らせる方もいるんですが、なかなかやはり民間のアパートのほうも高齢の方はお断りみたいな形で入居差別も強いですし、一方で、都営住宅とかの公営住宅はなかなか当たらないという状況があるので、そうした住宅政策的な面もこの会議の中で話ができばなというふうには思っております。

岩田委員長 いろいろな名前の、そしてまた、何とか事業や住宅や、あるいは施設もいろいろな名前の施設がありますので、そしてまた、位置づけもいろいろなわけですけれども、では、ゴールが普通のアパートかということ、今の稲葉さんのお話のように、そこで果たして介護を受けながら暮らせるかという状況も片方であると。

これはもう高齢者福祉それ自体の問題でもあるわけですけれども、とりわけ、ホームレス経験があるような貧困な高齢者にとって、どこで最期を暮らすかというのは非常に大きな問題だろうと思います。

そういう意味で、今回は資源問題といいますか、そうした資源の開発やあり方、あるいはその広域的な利用というものも含めて、新宿だけができるかどうかという問題はもちろんありますけれども、かなり思い切った提案をしてもいいのではないかなというふうに思っています。

そのほか、岡部委員、矢崎委員、何か一言。

矢崎委員 私、きょうはずっと聞き役でいたんですけども、ちょっとまだ、全体像はわかってきたんですけども、これから具体的にまた入ったときに自分の意見を述べさせていただきますので、きょうは皆さんの意見を聞かせていただきましてありがとうございました。

岡部副委員長 極めてシンプルなことなんですけど、ホームレスということは、基本的に住む場所がないということがまず前提にあると。そのことをどう解決するかという問題があると思うんですね。

それともう一つは、やはり食べるところがないとか、働くところがないとか、そういうような問題というのがあるので、基本的な生活の必要に対してどういう資源が配置されているのかということですね。

先ほどいろいろな事業とか活動をお話ししていただきましたけれども、そこでは、要するに、住まいの提供と、何が提供されていて、要するに何が十分それが機能していないのか。

例えば、先ほど言ったように、年齢階層とかあるいはこれまでの職業的なキャリアみたいなものがどうなのかとか、それによって行き場所が決まってくるみたいなどころがあるので、非常にシンプルなところで行くと、衣・食・住と資源が新宿区でどれだけ備わっていて、それがどれくらい効果的で、どれくらい課題があるんだということの整理をするということがまず最初の作業なのかなというふうに思っています。

それともう一つ、先ほど、たまゆらの話が出ましたけれども、新宿区の中で制度資源が十分備わっていないという形になると、例えば都外のところの非常にリスクな場に資源を求めなければいけないと。そういうことも含めて、ホームレスの方に有効な資源提供ができる、量と質の両面できるような形をこの計画の中にどれだけ盛り込むかということが大事なのかなんていうふうに聞いておりました。今、岩田委員長がちょっとおっしゃったように、資源の配置とか、資源開発とか、資源のあり方というのがそのことにつながってくるのかなというふうに思っております。

岩田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょっときょうはもう時間が来てしまいましたので、また2回目のときに、きょうの資料も含めて、いろいろな疑義、質問がございましたら出していただきたいと思えます。

それでは、今野部長のほうからちょっとごあいさつをいただきます。

福祉部長 福祉部長の今野でございます。

きょうは1回目ということで、資料を含めまして、いろいろな形で雑多にご提示しておりますので、第1回目ではとても目鼻がつくような話ではないというふうに思っています。

私も、先ほど事務局の生活福祉課長の今後のプログラムを聞いておまして、何と課題が多い、そしてまた、何と大ぶろしきを広げた、1つの区でこれだけの項目を並べていいのだろうかというぐらいの項目が並んでおりました。ただ、項目自体はたくさんあって、課題も大きいんですけども、今現在、私どもがその答えを持っているわけではありません。1つの区がこれだけの大ぶろしきと申しあげましたけれども、できるのだろうかというふうな面は確かにあります。

ただ、先ほど後藤委員もおっしゃっていましたが、新宿の検討会なんだから新宿でやれることも検討したいと。稲葉さんのほうからも、新宿で地道に取り組んでいるようなお話のご紹介なんかもありました。そういったものも、もちろんこの検討会の今回の計画の中身に反映させていきたいと思えますし、もう一つは、やはりどうしても新宿だけではできな

いことというのがあるわけですよ、これは財政問題も含めまして。これについては、もちろん、私ども自分の区だけでやるなんて思っていないです。ただ、今までも新宿はこのホームレスの問題については、東京都の中でも一定の役割というか、フラッグがどうというお話がありましたけれども、そういう機能、役割を果たしてきたという自負も少しはあるんですね。

私自身も、福祉部長になったのは去年の12月からなんですけれども、もう10年以上前になりますけれども、生活福祉課長を担当していたことがございまして、年度で言いますと平成8年度、9年度、10年度、3カ年でございました。ちょうどそのときは新宿西口に段ボール村があったころでして、今、稲葉さんも笑っていらっしゃるけれども、段ボール火災を契機に、段ボール村が、何というんですかね、引っ越したのでしょうか。引っ越しのお手伝いを私どもの福祉事務所もさせていただきましてけれども、そんなことがあって、それがその後の暫定自立支援センター、今の一時保護所と自立支援センターの施策の一番最初の牽引役になったわけですね。

そんなことで、何だかんだ言っても、新宿を起点に東京のホームレス施策が動いているという事実はあるんですよ、そういった面が。ですから、私どもは、1つの区が担当するには余りにも大きなホームレス問題という課題を掲げまして、こういう検討会を開かせていただきました。こんなことは、多分ほかの市とか区とかでこういうことをやろうと考えるところは少ないと思います。実際、任に余る課題なんですけれども、生活福祉課、福祉事務所のほうでも、そしてまた、厚生部長会、23区にも厚生部長会がございましたけれども、あと、ホームレス事業自体が、今、都区共同事業という、そういう仕切りの中で動いておりますので、私どもはそちらのほうでもいろいろな形で発言していきたいというふうに思っているんです。

今現在、はっきり言って、非常に東京都もある面では腰が引けています。今、施策のレベルは10年以上前に比べればはるかにメニューもふえたし、いろいろなことをやっているのも事実ですけれども、これから先の話、課題ということに関しては、東京都もちょっと今立ちどまっている状態、どちらを向いているか実はよくわからない。私どもはそんな気配も感じながら、新宿の今の現状も踏まえて、やはりここでもう一石投じていく必要があるのではないかというふうに思っています。

それで、私どもの区、新宿は、幸いにも自区内でこれだけのメンバーをそろえられる、そういう区でございますので、こういう検討会も新宿ならできるのかなと、そう思いながらきょう拝聴させていただきました。

私、10年ぶりに福祉事務所のほうに戻ってまいりまして思ったのは、当時と一番やはり違うのは、例の派遣切れの問題ですね。先ほど若い方がふえているというふうな、データとしてもそうなんですけれども、要は、わかりやすく言えば、雇用問題と福祉の問題がごっちゃになっちゃっているんですね。雇用保険が全く機能していない。雇用政策の失敗。ですから、わかりやすく言えば、きのうまでぴんぴん働いていて病気でも何でも無い若い人が、次の日には生活保護の申請に来ると。これはやっぱり私ども福祉畑の人間から言えば、これは福祉のテーマではないのではないかと、そういう思いも実はします。ある別の会でもそういう発言をさせていただきましたけれども、そんなこともあって、そういうことにもぜひこの検討会の中で一つの考え方というか、そういう道しるべみたいなものが得られたらなというふうに思っています。

ちょっと最後、まとめには多分なっていないと思いますけれども、そんなことを思いながら、次回以後、審議につなげていただければ、私どもとしてすごくありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岩田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から、次回の日程等、連絡をお願いいたします。

生活福祉課長 その前に、いろいろ資料をきょう出させていただきます、委員長にお諮りしたいんですが、委員会の合間の中でも、私ども、第二分庁舎におりますので、質問とか疑問点があれば、お問い合わせいただければお答えをさせていただきますというように思っております。よろしいでしょうか。

次回でございますけれども、7月14日火曜日午前10時からに予定をさせていただきます。内容等も含め、改めて資料等もなるべく早くご通知させていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

岩田委員長 それでは、長時間どうもありがとうございました。

第1回の会議は以上で終了いたします。

どうもありがとうございました。

生活福祉課長 ありがとうございました。

午後 4時00分閉会